

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和6年6月18日
盛岡市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無			
		○		乙部、黒川、門前寺、玉山永井、下田	無	令和3年度～令和7年度	秀明自然農法いわての会	取組面積の増加
		○		下飯岡	無	令和4年度～令和8年度	F S・クルー稲作の会	取組面積の増加